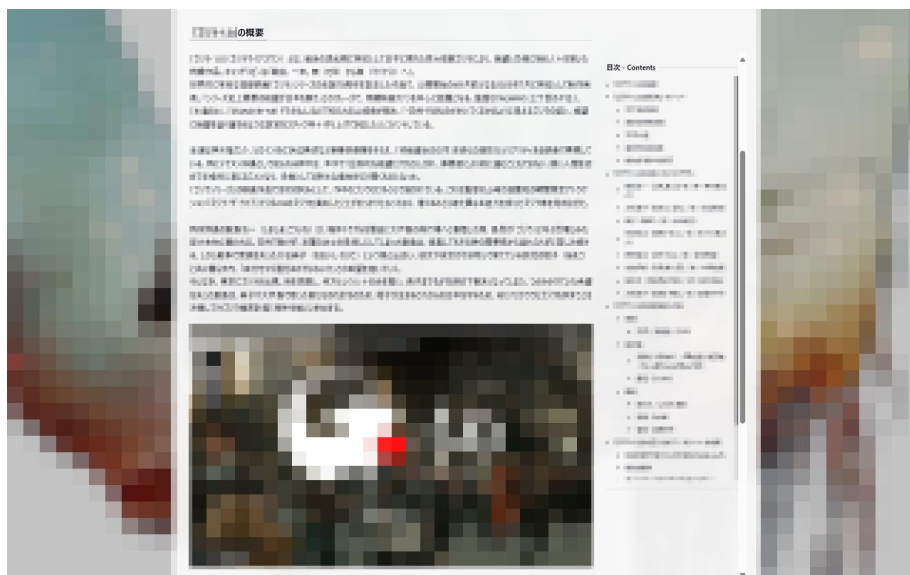


映画などの文字抜き出しサイト運営者に有罪判決

2026年4月16日

映画などの著作物のストーリー全容を権利者に無断で文字起こしし、関連画像と合わせた記事を自らが運営するサイトに掲載したとして、著作権法違反の疑いで宮城県警察本部および登米警察署に逮捕・起訴された会社経営者の男性に対し、4月16日、東京地方裁判所で開かれた公判において、拘禁刑1年6カ月（執行猶予4年）、罰金100万円を併科する有罪判決が言い渡されました。

男性は、2023年1月～2024年2月の間、東宝(株)が著作権を有する映画「ゴジラ-1.0」、および(株)KADOKAWAらが著作権を有するアニメ「オーバーロードIII」について、作品内に描かれている登場人物の名称、セリフ・動作、情景、場面展開など、ストーリー全体の克明な内容を、外部ライターに委託等して権利者に無断で文字起こしし、関連画像とともに記事として自社サイトに掲載していました。これらの記事を通じて多くのアクセスを集め、不当に広告収益を得ていたものです。なお、これらの被疑事実以外にも相当数の同種記事の掲載が確認されております。



男性が運営していたサイトの記事ページ（2024年10月時点：一部画像加工）

本件は宮城県警の捜査をうけ、CODAが被害権利者の取りまとめを行ったものであり、宮城県警察本部および登米警察署の迅速な捜査により摘発に至りました。

警察の捜査の結果、会社経営者の男性が、営利目的で組織的に当該サイトを運営していたことが明らかになっています。なお、同様に逮捕・起訴されたライターの男性については、

2025年7月16日に罰金50万円の有罪判決が言い渡され、その後確定しています。一方サイトを運営していた会社経営者の男性は、公判において起訴内容を否認し、全面的に争う姿勢を示していました。

本件で問題視されているストーリー全体の文字抜き出しサイトは、コンテンツそのものを掲載する海賊版サイトなどと比べて、侵害の程度が軽微であるかのように捉えられる傾向にあります。しかしながら、ストーリーの最初から最後までの内容を詳細に記載して投稿することを主体とした行為は引用の範囲を超える明らかな著作権侵害であり、重大な犯罪です。

CODAは、本件の逮捕および有罪判決が、こうした文字抜き出しサイトの運営に対する強い警鐘となり、同様の侵害行為の抑止に繋がることを期待します。

CODAでは、今後も著作権の適正な保護に向けた取り組みに尽力してまいります。

なお、この活動は経済産業省受託事業の一環として行われました。

■ 参考リリース：映画などの文字抜き出しサイト運営で初の逮捕者

<https://coda-cj.jp/news/2124/>

CODAについて

CODA（一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構）は、2002年に日本コンテンツの海外展開の促進と海賊版対策を目的として、経済産業省と文化庁の呼びかけで設立されました。音楽、映画、アニメ、放送番組、ゲーム、出版などの日本が誇るコンテンツは、日本の国際プレゼンス向上や経済成長の一翼を担っています。デジタル技術の普及が進む今日、巧妙化する著作権侵害から日本のコンテンツ産業を守り、その発展を図ることが一層重要になっています。その中でCODAは、国内外の関係政府機関、団体、企業と叡知を結集し、権利侵害への直接的、間接的な対策や広報啓発活動などに取り組むことで、オンラインを含めた海賊版の抑止や摘発に貢献しています。具体的な事業内容は <https://coda-cj.jp/activity/> から。